

令和3年5月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和3年5月7日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年5月7日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	税務課長	富田 正治
保健福祉課長	平田 章浩	産業課長	長野 了

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花 嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

- 議長選挙
- 副議長選挙
- 常任委員並びに委員長及び副委員長の指名
- 議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名
- 中遠広域事務組合議会議員選挙
- 東遠学園組合議会議員選挙
- 養護老人ホームとよおか管理組合議会議員選挙
- 袋井市森町広域行政組合議会議員選挙
- 太田川原野谷川治水水防組合議会議員選挙
- 中東遠看護専門学校組合議会議員選挙
- 議案第39号 森町監査委員の選任について
- 議案第40号 専決処分報告承認を求めることについて
- 議案第41号 令和3年度森町一般会計補正予算（第2号）

< 議事の経過 >

事務局長	（ 花 嶋 亘 君 ）事務局長の花嶋亘です。 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によつて、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。 年長の西田彰議員をご紹介します。
臨時議長	（ 西 田 彰 君 ）ただいま紹介されました、西田彰です。 地方自治法第107条の規定によつて、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく申し上げます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年5月森町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。新型コロナウイルス対策のため、本会議は、着座のまま「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、挙手をして議長の許可を求めることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

臨時議長

(西田 彰 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま「議長」と呼び、挙手をして自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

臨時議長

(西田 彰 君) ただいまの出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に増田恭子君、清水健一君、佐藤明孝君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

臨時議長

(西田 彰 君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(な し)

臨時議長 (西田 彰 君) 「配布漏れなし」と認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

臨時議長 (西田 彰 君) 「異常なし」と認めます。
ただ今から投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長 (花嶋 亘 君) ただいまから点呼しますので、順番に投票
をお願いいたします。

(点 呼)

(投 票)

臨時議長 (西田 彰 君) 投票漏れは、ありませんか。

(な し)

臨時議長 (西田 彰 君) 「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
増田恭子君、清水健一君、及び佐藤明孝君、開票の立会いをお願い
いたします。

(開 票)

臨時議長 (西田 彰 君) 選挙の結果を報告します。
投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち、西田彰君 3 票、中根幸男君 8.5 票、中根信一
郎君 0.5 票、以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は、3 票です。
したがって、中根幸男君が議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

(議 場 を 開 く)

臨時議長 (西田 彰 君) ただいま、議長に当選されました中根幸男
君が議場におられます。
森町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知を

します。

10番、中根幸男君、発言があれば、発言を許します。

10番、中根幸男君。登壇してください。

議長 (中根幸男君) 10番、中根幸男でございます。議長就任に
辺り、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、議員の皆様方のご推
挙を賜り、森町議会の議長に就任することになりました。大変光榮
に存じますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いであり
ます。

さて、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい
経済、財政状況が続いていまして、今後、ワクチンの接種や、治療
薬の効果により1日も早く終息に向かうことを願うところでありま
す。森町では、人口減少や少子高齢化の進展等社会経済情勢が大き
く変化する中で、新型コロナウイルス感染症対策とともに、子育て
支援と高齢社会への対応、産業振興と企業誘致等を含めた活力ある
まちづくりの推進。さらには、保健・医療・福祉の充実、教育環境
の整備等、課題が山積しております。このため、より開かれた公平
で公正な議会運営と、二元代表制の下、執行機関である長と議会が
相互に均衡と抑制のとれた関係を保ちつつ、車の両輪となって森町
の発展と住民福祉の向上を目指して職責を全うする所存でございま
す。議員の皆様方、町当局の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し
上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。宜しく願いしま
す。

臨時議長 (西田 彰 君) 中根幸男議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は、全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

議長 (中根幸男君) しばらく休憩します。

(午前 9時53分 ~ 午前11時10分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議長選挙の結果について、訂正があります。中根幸男8.
5票、中根信一郎議員0.5票、西田彰議員3票とお知らせいたし

ましたが、中根幸男 8 票、西田彰議員 3 票、無効票 1 票と訂正させていただきます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

ここで、日程の追加をいたします。

追加議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

日程第 1、「議席の指定」を行います。

議席は、森町議会会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 番、増田恭子君及び 2 番、清水健一君を指名します。

日程第 3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日 1 日限りと決定しました。

日程第 4、「副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

議 長

(中根幸男 君) ただいまの出席議員数は、12 人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に平川勇君、川岸和花子君、岡戸章夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

議 長 (投票用紙の配布)

議 長 (中根幸男君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(な し)

議 長 (中根幸男君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長 (中根幸男君) 「異常なし」と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長 (花嶋 亘君) ただいまから点呼しますので、順番に投票願います。

(点 呼)

(投 票)

議 長 (中根幸男君) 投票漏れは、ありませんか。

(な し)

議 長 (中根幸男君) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

平川勇君、川岸和花子君及び岡戸章夫君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

議 長 (中根幸男君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち吉筋恵治君 8 票、西田彰君 4 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、吉筋恵治君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 を 開 く)

議長 (中根幸男君) ただいま、副議長に当選された吉筋恵治君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

9番、吉筋恵治君。発言があれば、発言を許します。

9番、吉筋恵治君。登壇してください。

9番議員 (吉筋恵治君) 9番、吉筋恵治でございます。ただいまご推挙いただき、誠にありがとうございました。議長の議会運営方針を補佐するとともに、副議長職を果たしたく存じます。議員各位、当局職員の皆様のご協力もいただきながら、運営に努めます。就任の挨拶とさせていただきます。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時24分 ~ 午後 1時00分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、「常任委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

常任委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第7条第4項及び第8条第2項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長が指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員並びに委員長及び副委員長は、お手元に配りました名簿のとおり、指名することに決定しました。

日程第6、「議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第7条第4項及び第8条第2項の規定により、お手

元に配りました名簿のとおり、議長が指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員並びに委員長及び副委員長は、お手元に配りました名簿のとおり、指名することに決定しました。

日程第7、「中遠広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中遠広域事務組合議会議員に、西田彰君及び川岸和花子君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中遠広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました西田彰君及び川岸和花子君が中遠広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました西田彰君及び川岸和花子君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第8、「東遠学園組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

東遠学園組合議会議員に、加藤久幸君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を東遠学園組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました加藤久幸君が、東遠学園組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました加藤久幸君が、議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第9、「養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に、亀澤進君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました亀澤進君が養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました亀澤進君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第10、「袋井市森町広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

袋井市森町広域行政組合議会議員に、岡戸章夫君、佐藤明孝君、中根幸男を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、袋井市森町広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました、岡戸章夫君、佐藤明孝君、中根幸男が袋井市森町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました岡戸章夫君、佐藤明孝君、中根幸男が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第11、「太田川原野谷川治水水防組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

太田川原野谷川治水水防組合議会議員に中根信一郎君、平川勇君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、太田川原野谷川治水水防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました中根信一郎君、平川勇君が太田川原野谷川治水水防組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました中根信一郎君、平川勇君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第12、「中東遠看護専門学校組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ
って、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中東遠看護専門学校組合議会議員に、清水健一君及び増田恭子君
を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中東遠看護専門学校組合議会議
員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました清水健一君及び増田恭子君が
中東遠看護専門学校組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました清水健一君及び増田恭子君が議場にお
られます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を
します。

日程第13、「報告事項」については、町長から建設工事変更請
負契約の締結(専決処分)について1件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第14、議案第39号「森町監査委員の選任について」を議
題とします。

本案については、中根信一郎君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、同君の退場を求めます。

(退 場)

議長 (中根幸男君) 職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第39号「森町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定に基づき、森町監査委員条例で2人と定められております。また、選任につきましては、同法第196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を有する者1人及び議員の内から1人を議会の同意を得て選任することになっております。

今回の提案は、任期満了による議員の改選にあたり、議員の内から選任する者として、中根信一郎氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

中根信一郎氏は、議員として各種委員会の委員も務められ、町の行政にも精通し、監査委員として適任者であると存じますので、議会の同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第 39 号「森町監査委員の選任について」を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第 39 号は、同意することに決定しました。
中根信一郎君の入場を許します。

議 長 (入 場)
(中根幸男 君) ただいま森町監査委員に同意されました中根信一郎君が、議場におられますので、同意の告知をいたします。
ここで、しばらく休憩します。

議 長 (午後 1 時 20 分 ~ 午後 1 時 23 分 休憩)
(中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 15、議案第 40 号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

議 長 (職員朗読)
(中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第 40 号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。
本案は、令和 3 年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例及び森町都市計画税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたた

め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

令和3年度地方税制改正の主な内容は、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しのほか、納税環境整備における電子通信技術の導入のため、所要の改正等を行うものであります。

それでは、各条例についてご説明いたします。

初めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

主な改正は三点ございますが、一点目は、町民税に係る改正でございます。

給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、申告書に記載すべき事項を電磁的方法で提出できるようにするものであります。また、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除を拡充、延長するものであります。

二点目は、固定資産税に係る改正でございます。固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を、法律の改正にあわせて改正するものであります。

三点目は、軽自動車税に係る改正でございます。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長して令和3年12月31日までとし、種別割のグリーン化特例のうち、50パーセント軽減及び25パーセント軽減の対象を営業用乗用車に限定し、特例の期限を2年間延長して令和4年度までとするものであります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正は、先ほどの固定資産税の改正と同様に、令和3年度

から令和5年度までの各年度分の都市計画税の負担調整措置を地方税法の改正に合わせて改正し、併せて、引用法令の項ずれの修正等所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番議員 11番、西田彰君。

(西田彰君) この条例案、新旧対照表の中の、2・3ページでございます。この中に商業施設、商業地等という文章がずっとあるわけですが、その中で令和4年度分及び令和5年度分とあります。また、逆に令和3年度から令和5年度分というのも入っています。この違いはどこにあるのか、お聞きします。

議長 (中根幸男君) 富田税務課長。

税務課長 (富田正治君) 税務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。令和4年度又は5年度と書いてある部分と、令和3年度から令和5年度までの固定資産税の特例という形で出ている部分との違いというものでございます。固定資産税につきましては、3年ごとに改正されるもの、評価替えがございまして、それに基づき課税されていきます。令和4年5年、こちらは平成30年の時に同じように、評価替えに伴い特例措置を設けたもので、それと同様に令和4年5年と、または令和3年から令和5年という形で、それぞれの年度ごとの特例を設けたものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) そうすると、法律的に規定された時が違うということではないのですか。

議長 (中根幸男君) 富田税務課長。

税務課長 (富田正治君) ただいまの西田議員のご質問にお答えします。これは3年度については、その評価替えに伴って特例を設けると。4年5年は、その後大きな変動があった場合の特例かと思いま

すが、土地の修正があった者に対しての特例措置という形で指定されたものだと思います。少しお時間いただきたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

議 長 (中根幸男 君) ここで休憩とします。

(午後 1時34分 ~ 午後 1時40分 休憩)

議 長 (中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

富田税務課長。

税務課長 (富田正治 君) 大変申し訳ございませんでした。令和4年5年となっているものについては、3年ごとの評価替えの後、時点修正がございますので、それに対応するための4年5年という形で、ここで特例を規定しているということになります。

議 長 (中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (中根幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり承認されました。

日程第16、議案第41号「令和3年度森町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました、議案第41号「令

和3年度森町一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38,300千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,076,828千円とするものであります。

今回の補正は、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設備などの整備を助成するコミュニティ助成金について、見込みを上回る内示をいただきましたので、町内会にて早期に事業着手が可能となるよう補正をお願いするものと、新型コロナウイルス感染症対策事業として、プレミアム商品券発行事業に対する補助金や、町内会が取り組む感染症対策に対する補助などの事業を追加するものでございます。

それでは、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項9目、自治振興費9,800千円のうち、コミュニティ助成金4,800千円につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金を受けて、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設備などの整備を助成するものでございまして、当初予算では、1件2,500千円を計上しておりましたが、見込みを上回る4件7,300千円の内示をいただきましたので、4,800千円の補助金の追加をお願いするものでございます。当初予算分を含めた事業の内容につきましては、亀久保町内会、向天方上町内会の壁掛けエアコンなどの公民館備品の整備と、川原町町内会の大太鼓、小太鼓の新調、及び、片瀬町内会の屋台車輪の修繕、手木金具の新調、屋台電気配線工事の経費に対して助成するものでございます。特にエアコンにつきましては、近年の猛暑対策として早期に整備を完了するため、今回の補正でお願いするものでございます。

次に、町内会公民館整備補助金5,000千円につきましては、町内会が新型コロナウイルス感染症対策を目的として行う、公民館の備品及び消耗品の購入や、公民館の修繕に対し補助する事業でござい

す。備品及び消耗品の購入については、補助率10分の10で上限を10万円とし、施設の修繕については、補助率10分の10で上限を30万円としております。

4款1項1目、保健衛生総務費2,000千円につきましては、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策として、鼻腔ぬぐい液用抗原検査キット1,200セットと、唾液用抗原検査キット200セットを購入するものでございます。町内企業や事業所、サークル等団体内で陽性者が確認されクラスターの発生が危惧される場合に、濃厚接触者と特定されず、PCR検査を実施していない人に対し、速やかに抗原検査キットで検査することでクラスター発生の可能性を減らす効果が期待できるものでございまして、陽性者が確認された企業や事業所等からの申し出により、提供するものでございます。

7款1項1目、商工総務費26,500千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、打撃を受けている町内中小事業者を支援するため、森町商工会が実施するプレミアム商品券発行业務に対し、補助するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金20,250千円につきましては、国が令和2年度第3次補正予算において措置しました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、追加内示をいただいております、134,496千円のうち、対象事業費へ充当するものでございます。

16款2項1目、総務費県補助金13,250千円につきましては、県が令和2年度2月補正にて措置しました、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金として、内示をいただいております47,840千円のうち、プレミアム商品券発行业務補助金へ充当するものでございます。なお、この交付金の補助率は2分の1で、交付対象は、雇用維持・事業継続、生活困窮者支援及び経済活動の回復に該当する事業とされております。

21款3項3目、雑入4,800千円につきましては、コミュニティ

助成金に対する自治総合センターからの助成金であります。

以上が、令和3年度森町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（中根幸男君）ここでしばらく休憩します。

（午後 1時50分 ～ 午後 2時00分 休憩）

議長（中根幸男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、川岸和花子君。

5番議員（川岸和花子君）川岸です。8ページの、保健衛生費の、保健福祉課の新型コロナウイルス感染症対策経費の抗原検査キットが2種類あったと思います。それがいくらぐらいのもので何名分か、具体的にどういうものかを。事業所等からそういうのが欲しいとか、何かサークルからそういうのを調べたいって言った時に、無償で提供してくれるのか。その点も伺いたいです。

議長（中根幸男君）平田保健福祉課長。

保健福祉課長（平田章浩君）保健福祉課長です。ただいまの川岸議員の質問にお答えします。こちらの予算に上げてあります抗原検査キットにつきましては、鼻腔ぬぐい液用が1,200セット。それから、唾液用の検査キットが200セット。金額につきましては、鼻腔ぬぐい液用の検査キットが一キット840円プラス消費税。唾液用の検査キットが1キット3,980円掛ける消費税でございます。用途につきましては、一般的には鼻腔ぬぐい液のキットを使っていたきたいですけれども、鼻の入り口の中側の部分を綿棒で液を拭いにとって検査をしていただくというようなイメージのキットでございます。

ただし、高齢者の中には自分で拭い液が取れない場合がありますので、そういった場合には唾液を使うというようなことで、唾液用と鼻腔ぬぐい液用の2種類を用意するというようなことで、予算を計上させていただいております。

こちらにつきましては、町長の提案理由のところでも説明がありましたとおり、町内の企業や事業所、それからサークル内で新型コ

ロナの陽性者が確認をされた場合に、濃厚接触者と特定されない方に対して事業所等からの希望があった場合に、こちらのキットを無償で提供するというようなものでございます。濃厚接触以外の方でも陽性になる可能性はありますので、そういった方に、この抗原キットで陽性になればクラスターにならずに早めに対処できるというようなことで、この消耗品、検査キットを購入をして早めの対応でクラスター対策を実施したいということでございます。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 承知しました。もう一つは、産業課の新型コロナウイルス感染症対策経費のプレミアム商品券のことについてお願いします。昨年10月に販売されたと思うのですが、その時はすぐに売り切れたというような記憶があります。今回はその時より金額も増えていると思うのですが、事業の形が変わっているのか。前は1万3,000円分を1万円で購入できるということだったので、すくなくとも、例えば冊数を増やすとか、何か変わっているということがあるのかという内容のこと。また、去年の何か効果とか数字とか、何か前回の分の評価を踏まえてのことだと思うのですが、そういうところを明示できることがあれば、お願いします。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。川岸議員の、予算書説明書7・8ページ、プレミアム商品券発行事業補助金に係るご質問にお答えいたします。まずは、提案理由にありましたように、この事業につきましては森町商工会が実施する商品券の発行事業に係る補助金となっております。中身についてでございますが、今現在26,500千円という予算を計上しております。その中身といたしましては、プレミアム分3,000円掛ける8,000冊で2,400万円と補助事業に係る事務費250万を合わせた26,500千円の予算を計上させていただいております。

前回につきましては、6,000冊用意して6,000冊完売ということでございます。その内容についてですが、今回と前回の違いについて

はほとんどございません。6,000冊から8,000冊としたということでございます。

今回の具体的な中身につきまして、少し前回の商品券のおさらいも含めまして、ご説明させていただきます。プレミアム率が30パーセントということでございまして、1万3000円分を1万円で販売するものでございます。A券・B券とございまして、A券につきましては全取扱店共通で使えるもの、これが1万円分券。B券ということで、町外に本社を置く大型店舗を除くところで使えるものが3,000円分。これを合わせまして、1万3,000円でございます。一世帯3セットまで販売をするということでございます。商品券の有効期間といたしましては、5月29日土曜日から8月31日火曜日までということでお伺いしております。取扱店につきましては前回実績がございましたので、前回やっていたいただいた店舗はそのまま基本的には継続してやっていただきたいとお伺いしております。また、新規で取り扱いたいという店舗についても、それを対象にしていくと聞いております。

前回の実績ということでございます。先ほど申し上げましたように、6,000冊販売いたしまして完売ということですので。発行額といたしましては、1万3,000円掛ける6,000冊でございますので、7,800万円ということでございます。換金率が99.59パーセントということで、換金されていない方が少しいらっしゃったということでございます。

それと、商工会さんから聞いている一部の取扱事業者のアンケートの中では、約70パーセントぐらいの店舗の方が、やはりある程度効果があったというお答えをしているとお伺いしております。効果の具合でございますけども、常連さんのお客さんの利用が増えたということとか、プレミアム商品券の使用金額が多かった等々の回答が寄せられていると聞いております。

こうしたことを踏まえまして、商工会から今回は、前回は踏まえて8,000冊販売したいというご要望がございましたので、それに合

わせた補助金を今回計上させていただいているところでございます。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 前回の森町内の事業所さんの数というのは、いくらぐらいだったのかという結果とそこから増えるのかという気持ちがあるので、ちょっとそこを知りたいと思いました。

それと、一世帯3セットということですがけれども、町内の事業所さんへの販売意欲を喚起するという意味でも、町内の人だけじゃなくて例えば勤めに来ているような人も扱えるとかということは、考えておられないかどうかということを知りたいです。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。川岸議員の質問にお答え申し上げます。前回の登録店舗の数でございますけれども、168店舗と聞いております。今回どうするかということにつきましては、前回登録された店舗につきましてはそのまま継続。やめたいというところは、それは出していただいて。新たにやりたいという店舗があれば、それは受け付けますと聞いております。

町外の人はどうかということでございます。先ほど申し上げましたように、これにつきましては商工会さんからのこういった形での事業を行いたいということで、町内の世帯、一世帯3セットということでお伺いしているところでございます。町外の人、要は在勤という形になるのかと思いますけれども、どうするかということにつきましては商工会さんの判断で、今回森町にお住まいになる一世帯3セットということでお伺いしているところであります。考え方といたしまして、想像するに町内の方で前回6,000セットすぐに販売できたということから、町外の人、在勤の方を含めなくても、まずは町内の人にいろんな所で買っていただいて、消費を喚起したいということであろうかと想像します。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2 番議員

(清水 健一 君) 清水でございます。先ほどの保健衛生総務費に移らせていただいてよろしいでしょうか。抗原キットを使用されるということで、これは町民にとって、すごく安心だな嬉しいなという思いを持ちました。

それで、目的としては、濃厚接触者ではないPCR検査をしなかったという方達に抗原検査を受けていただく。それによって、それ以上、自分が陽性だったら家にいなければいけないと思って家にいらなくて、これ以上外に広がらないというのが目的だと、僕はそのように判断をしました。そうすると、陽性者が確認された企業とか事業所、若しくはサークルとか、そういうところから申し出があればということですよ。こういうご時世で申し出るというのは、本来責任でしょうけども、なかなか出にくいのだろうなとも思うのですが、その辺、町として申し出がしやすいようなアプローチというか、もしあればちょっと教えていただきたいと思います。

議長
保健福祉課長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。清水議員の質問にお答えをさせていただきます。申し出をしやすいような取組みということのご質問でございます。議員ご存知のとおりかと思えますけども、新型コロナウイルス感染症陽性者というものは保健所で指定するという形になりますので、森町、町内、行政においてどなたが陽性になっているかというのは分からないというような状況にあります。その中で申し出をしやすいというようなことで、今私たちが考えているのが、事業者からの申し出の時に、どなたが陽性になったかというような個人情報に絡むところについては、敢えて問わないということ。町とすれば、事業所、サークルの方からの申し出につきましても、サークルの中、事業所の中で誰が陽性になったかということについては、問わないということで考えております。その中で濃厚接触者じゃない方について、早めにスクリーニング検査ということで抗原キットを使いたいという申し出があったときに、無償で提供したいと考えております。

ただし、もし抗原検査キットをお渡しした中で、抗原検査キットが陽性と出た場合については、これについてもどなたが出たということは、問うことは考えておりません。出た場合には、何名出たのかということだけ報告をいただきたい。出た方については、必ず医療機関においてPCR検査を実施していただきたいということで考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 2番、清水健一君。

2番議員 (清水健一君) そのような仕組みがしっかりできていれば、それを徹底していってもらえれば、事業者の方やサークルの方達にも周知していただければいいかと思えます。まず、こんなこと出たはいけないけども、万が一のことを考えて進めることが、必要だと思えますので、そういう仕組みをしっかりとやっていただければ、我々町民も安心だと思えます。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎君) 8番、中根です。7款1項1目の、商工総務費。産業課さんの新型コロナウイルスの感染症対策経費、商工会の事業に対する補助ということで、プレミアム商品券の発行事業ということだと思えます。一応、中小事業者に対する支援ということが目的かと思えます。これは商工会さんをお願いすることかもしれませんが、中小企業という中に、先ほど参加をしている方が前回だと168店ということ。ここに入らない、どうしても商工会に入っていない方というのが、森町の中にはかなりあると思えます。本当に小さい場合もあるし、あえて入っていない方もいらっしゃると思えますが、その辺の助成的なものを商工会さんと共に考えていただきたいと思えますが、それについてはいかがでしょうか。

議長 (中根幸男君) 長野産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。中根信一郎議員のプレミアム商品券発行事業補助金に係るご質問にお答えいたします。まず、取扱店についてでございますけれども、私が聞いている限りでは、

商工会に入っていないなくともこの事業を取り扱いたいという店舗に関しては、参加できると聞いております。先方からお聞きしている取扱店の資格要件といたしましては、森町内で一般消費者に物品・サービスを提供する店舗で、取り扱い店として登録した事業所。ただし、金融業及び風俗業は対象外とする。また、反社会的勢力との関係を持っている事業所は対象としない。取扱店の募集登録等については、今回は令和2年度の登録店は基本的に継続取扱店とし、新規登録を不要とする。従って、申請は新規登録希望店と店舗概要が変更となる事業所、登録を辞退する事業所のみとするとお伺いしておりますので、そういったご希望があれば商品券に関しては参加できると考えております。

また、小さい事業者等のコロナ対策、コロナに関する事業につきましては、令和3年度の補正予算で給付金事業。コロナ対策を今後打ちたいと、売上を上げていきたいという事業所に対する事業に関して、そういった継続の補助金等々を用意しておりますので、そういった事業所につきましては、そういった形の補助事業等を活用していただいて、コロナ対策に対応していただければと考えております。以上です。

議長
8番議員

(中根 幸男 君) 8番、中根信一郎君。
(中根信一郎 君) 了解しました。それと、プレミアム商品券の販売に関して、前回同様の計画をしているのかと思いますが、一世帯で3冊ということで。多少高齢者の方で買いに行きたいけど行けないというような方は、前回、割と声を聞きました。それで、誰かに頼んで購入してもらうことが可能だというようなことが後から分かったわけですが、その辺の販売に関して広報をこういった形で充実させていくか。その点だけちょっと分かれば、お伺いしたいと思います。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。
(長野 了 君) 産業課長です。中根信一郎議員の再質問にお答えいたします。今後の周知方法ということでございます。本補

正予算を議会でお認めいただいた後に、商工会ホームページでの掲載、新聞折込チラシへの掲載、町内回覧等での掲載等々いろいろな手段で広報を図っていきたいとお伺いしております。前回の販売方法の反省点については、商工会さんでいろいろとご検討されているとお聞きしております。前回、今ご発言があった内容につきましても、丁寧な周知なりを図っていくということになろうかとお伺いしております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸です。まず、衛生費のところ、先ほども川岸議員からも質問があった検査キットの件についてです。この検査キットのメーカーと、その制度についてちょっと教えていただきたいと思います。私も個人的に、この鼻からのと唾液のとは違って、血液を指先から取ってやる抗体検査、抗原検査というのも個人的に購入して、やって試したことがあります。いろんなタイプの検査キットも今は市販されていると思うのですが、このメーカーさんと制度について教えていただきたい。まず、これ一つお願いします。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。岡戸議員のご質問にお答えします。鼻腔ぬぐい液用の検査キットにつきましては、メーカーはロシュ・ダイアグノスティックス株式会社でございます。この検査キットにつきましては、イムノクロマト法による迅速の測定方法でございます、国の体外診断用の医薬品ということで今年の2月9日に承認を得ている検査キットでございます。それから、唾液用の検査キットにつきましては、メーカーはジンウォーフという会社でございます。こちらにつきましては、調査・研究用のキットでございます。目的からいって、こういった体外診断用の医薬品の申請はしていない商品でございますけれども、袋井市とか掛川市とかにおいて、うちと同様の目的でありますクラスター予防、クラスター

対策ということで、両市でも導入をしている検査キットになります。ただし、こちらの両方とも抗原の抵性の検査キットになりますので、PCR検査と比べて感度は非常に低いものになっております。PCR検査よりウイルス量が多くないと陽性と出ないものになります。以上です。

議長 (中根幸男君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 分かりました。それと、プレミアム商品券の件です。これ前回の時に私はちょっと購入しなかったのですが、購入された方に聞くと行列が出来て、すぐ完売したということで、非常に好評だったという話は聞いております。先ほど提案説明にもございましたように、消費者からの目線ですと、困窮者といえますか、そういった人にとって手助けになるということでありました。逆を言うと、我々議員とか公務員の皆さんとかというのは、購入をちょっと控えた方が良いのではないかという考えを僕は持っております。そういった意味で、もし売れ残って困っているようだったらそれを購入するというスタンスでいいと思うのですけれども、一般の町民の方が欲しくて、でも売り切れちゃって手に入らなかったっていうと、我々としてはちょっと申し訳ないという気持ちは僕は持っております。ですので、聞きたいのは、役場の職員さんに対して、このプレミアム商品券の購入にあたって何かアナウンスをされているところがあるのか。それとも、そういった一切の制限というか、そういったことは特にアナウンスはしていないのか。ちょっとそこら辺をお聞かせください。

議長 (中根幸男君) 長野産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。岡戸議員の、プレミアム商品券に係るご質問でございます。まず、プレミアム商品券の発行事業、これ補助金でございますけれども、その目的は打撃を受けている町内中小企業者を支援し、また、消費喚起をするということが、大きな目的でございます。

今、ご発言のあったそういったお気持ちも分かりますけれども、そ

の目的としてはそういったことを一番の目的として、どの市町等も取り組んでおります。そういった生活困窮者とかそういった方々が、当然そういった方々に恩恵がいくことはいいことであると思いますが、その中に例えばそういう目的を入れようとすると、前々回国が主導して行なった商品券のように子育てとか生活困窮者ということになると、なかなか目的を三兎にしますと、二つ三つ、二兎を追う者は一兎をも得ずという言葉がございます。そういったものにいたしますと、事業自体の目的が不明確になり、事業内容を逆に達成しない恐れがあるということは考えております。そういった意味で今回の事業につきましては、商工会さんからそういった目的でこういった事業を行いたいというご要望があり、それを受けて町が補助金という形で、その補助金につきましても、国と県の交付金を活用した事業ということで、行なっているところでございます。そういったことからいたしますと、町として例えば役場職員に控えるとか、そういった広報とかお知らせとかはしておりませんし、今回もする予定はないと考えております。以上です。

議 長
6 番議員

(中根 幸男 君) 6 番、岡戸章夫君。
(岡戸 章夫 君) そこをちょっと確認したかったものですから、質問させていただきました。それと、これは私の個人の考えとしては、やはりそういった我々も一般職の公務員ですので、そういった気持ちを持っていろんな事業を支援するっていうのは分かります。それは何も商品券は使わなくても、普段いろいろそういった事業所を使ってあげれば、十分、それはそれで支援につながっていくと思うので、そういう考えで我々はいいいのかなと思っております。以上です。

議 長
11 番議員

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。
11 番、西田彰君。
(西田 彰 君) 私は 8 ページの上段、2 款 1 項 9 目に係る 0002 新型コロナウイルス感染症対策経費の、町内会公民館整備補助金 5,000 千円でございます。お聞きしたいのは、これは 10 分の 1

0という補助率ですので非常に補助率としては良い中で、既に補助金を申請している町内会はあるのでしょうか。また、内容としてはどのようなものが整備されるのか。どのような環境の対策をされるのかをお聞きします。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。
(村松 成弘 君) 総務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。今回の町内会公民館整備補助金でございますけれども、従来の公民館整備事業費補助金に、今回新たに新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、補助メニューを一つ加えるものでございます。内容といたしましては、備品及び消耗品の購入で10万円、施設の修繕が上限30万円ということでございます。今回新たに補助金のメニューを加えるということでございますので、現在まだ申請をされている町内会はございません。どのようなものが対象になるかということでございますけれども、まずは備品及び消耗品につきましては、感染症対策として公民館に常備する備品や感染症対策となる一般的な消耗品が対象となります。具体的には、備品につきましては空気清浄機とか非接触型の体温計、飛沫防止板等。消耗品につきましては、消毒液やマスク、使い捨ての手袋、ペーパータオル等が挙げられます。

施設の修繕でございますけれども、これについては感染症対策に効果があると見込まれる公民館の施設整備が対象となります。具体的には、トイレの洋式化、男性用トイレの自動洗浄化、手洗い場の非接触型水栓化、換気機能付きエアコンや換気扇の設置等が挙げられます。以上です。

議 長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。
(西田 彰 君) 備品に関してでございます。まだ手を挙げてある町内会は無いということですので、少しこれはどうかなという備品に対して聞きたいと思います。実は、一宮の総合センターに手をかざすと体温が自動に出るのが設置されています。非常におかしなものです。普通人間は手で体温を測るというのはありま

せん、普通は。だけど、手をかざしてとっています。ですので、私がかざしましたら全くエラーが出て、何回やってもエラーです。つまり、体温が低すぎて反応しなかったということだと思います。私だけだったかもしれませんが、他の人は35度1分とか2分という温度が出ました。だけど、私はもうエラーが出て、何度やってもダメでした。手で体温を測るなんていうのは、普通は無いですよ。ですから、これはもし備品で備えるとしてもやめたほうがいいと思うのですが。その辺は産業課さんが総合センターには設置したと思うのですが、どうでしょうかその辺。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをいたします。今回対象としているのは、各町内会の公民館ということで補助の対象としております。一宮の総合センターにつきましては、町有の施設ということで、町で体温と手指消毒ができるような機械を整備させていただいておりますが、先ほど西田議員がおっしゃられたものでございます。それにつきましては、当然会議等参加される方につきましては自宅で検温をしていただいて、会議に臨まれているかと思えます。それを補完する意味で、手指消毒と体温を同時に測定するという形の機器を導入して、配置をさせていただきました。

この公民館の整備事業費補助金でございますけども、これから本補正予算が通過した暁には、各町内会の会長さんに通知を差し上げまして、備品購入等各町内会に必要なものを検討していただいて、要望があれば総務課に申請をしていただく。そういった流れを予定しているところでございますので、施設、公民館に配置をする備品とか消耗品につきましては、それぞれの町内会で検討をしていただきたいと思っております。以上です。

議 長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) 今、各町内会の皆さんの公民館の使用率というのは、非常に低いです。総会も書面議決。たまたまこの間5人

ほどでちょっと公会堂を使いました。全部開けてコロナ対策をしながらやったわけですが、そういった中で去年は飯田の総合センターなんかもそうなのですが、カビだらけになってしまったと。使わないから。そういうような状況が今起きている中で、10分の10という補助率は先ほども言ったように補助率が良いと。丸々くれるということですので。その辺で、やはり必要なもの以外を要望してきてしまう可能性も無きにしもあらずと思いますので、その辺の審査というのはしっかりしてもらいたいと思います。実際設置する以上は、今言ったように、体温計なんかもちやんと精査して設置するようにしていかないと、お金の無駄遣いということも出てきます。是非、その辺は担当課としてもしっかりしてもらいたいと考えますが、どうでしょうか。

議長 (中根幸男君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘君) 総務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをいたします。今回町内会の皆様に補助金の要望を行いまして、7月16日を期限といたしまして提出していただくことと考えております。その際に、申請書と計画書、収支予算書、見積書やカタログ等を提出していただくことを予定しておりますので、そうした中で、それぞれの内容について審査をさせていただいて、補助金の交付をやっていきたいと思っております。

なお、今回のこの補助金につきましては、今のところ単年度、本年度限りということで考えておりますので、その辺りも町内会長さんに周知をさせていただいて、実際に必要なものを精査していただいて提出をしていただくと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員 (吉筋恵治君) 二、三確認も含めてお尋ねをします。歳出の7・8ページ、2款1項9目、総務課の自治振興費でございます。ここ数年、町内会からのエアコンの申し出がたくさんあると言われております。ちょっと私ここで確認していなかったものですから教

えていただきたいのですが、例えば部屋の大きさとか容量によってこのぐらいの規模のものをつけるという基準とか、そういったものはあるのかなのか。各町内会・自治会に任せているのか。そのことを確認にお尋ねをします。

次に、同じく4款1項1目、先ほどのクラスター対策の検査キットでございますが、おおよそ分かりました。ここで二点。このキットの保存期間というのはどのくらいそのまま使えるものなのかを一つ。

それともう一つは、クラスター対策で各企業や事業所、そういったところからの申し出によって提供すると説明がございましたけれども、例えば仕事上どうしても大阪、東京、そういった地域へ行っちゃったとか。また、自分が関わっていたところでこういったものが発生して心配だとか。そういった方とすれ違ったり会ったりというようなことが心配である場合は、個人が疑いを、自分でも安心したいので申し出れば使えるような形にはならないのか。その辺りをお尋ねをします。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただいまの吉筋議員のご質問にお答えをいたします。8ページの自治振興費のコミュニティ助成金の関係についてでございます。これにつきましては、自治総合センターコミュニティ助成金を使用しての整備ということで、これにつきましては宝くじ助成の補助金ということです。内容につきましては、エアコンとか祭典の道具とか太鼓とかというところが補助対象となります。

今回4町内会が補助の内示を受けたということで、亀久保町内会、向天方上町内会、川原町町内会、片瀬町内会ということで4町内会が内示を受けまして、そのうちの亀久保町内会、向天方上町内会がエアコンとその他諸々の備品等で採択を受けたものでございます。

エアコンの基準等でございますけれども、これにつきましては当然補助金の交付申請をするにあたりましては、先ほどの公民館の整備

事業と同じように見積書とカタログ等を出していただいて、申請をしていただいているところがございます。それについては、見積もりを取得した電気工事店等が必要とするところの部屋、現地を見て、この大きさが適切であろうというようなところで申請を出してきていただいていると思われまますので、基準というよりも専門的な業者の方が確認して、台数を設置していると考えております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章浩 君) 保健福祉課長です。吉筋議員の抗原キットに関する二点の質問について、お答えをさせていただきます。まず最初に、キットの有効期限でございますけれども、鼻腔ぬぐい液用の検査キットにつきましては24か月でございます。唾液用の検査キットにつきましては、12か月でございます。

二点目の個人の心配・不安という目的の、個人からの申し出についてはどうかというご質問でございます。この抗原キットの整備につきましてはクラスター対策でございますので、個人の心配・不安を解消する目的の事業ではございませんので、個人からの申し出につきましては提供していかないということでございます。あくまでも事業所であるとかサークルであるとか、そういった団体からの申し出によって提供していくということで考えてございます。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

12番、亀澤進君。

12番議員 (亀澤 進 君) 三点ほどお聞きをしたいと思います。7・8ページ、総務課の0002、こちらの先ほどから出ておりますコミュニティ助成金ですが、今回当初2,500千円一件だったのが7,300千円、4,800千円の見込みが多かったということです。この四件が亀久保、向天方上、川原町、片瀬ということですけど、今まで大体上限が250万円で、250万円に近い金額の申請というものがあつたと思うのですが、今回この四件に4,800千円という各町内の金額。そちらと、元々250万円に近い申請があつて、その中からこれとこれは必要というものをあえて申請を減らして、この4,800千円に充てたのか。

その辺の内容について、教えていただきたいと思います。

それと、あと抗原検査キット。私もちょっとどんなものか分からないのですが、診断するのは自分でよろしいのでしょうか。診断する人が決まった業者といたしますか、検査機関に出して診断はしていただくということであれば、そこに検査費用が含まれるのかと思うのですが、その辺りの詳細を教えていただきたいと思います。

それと、下の商工会のプレミアム商品券の件ですが、前回6,000冊から8,000冊に増やすということで。前は時期が秋冬だったと思うのですが、今回夏ということで、どちらかというと秋冬の方が売り上げが大きいのかなど。そうした中で増やしていくということで、商工会さんがあえてこの時期にこのプレミアム商品券を提示してきたと。さらに2,000冊増刷してきた、期間も夏の間ということになると思うのですが。その辺りの判断といたしますか、どのように考えているのかお聞きをしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただいまの亀澤議員のご質問にお答えをいたします。8ページ、0001自治振興費のコミュニティ助成金の関係でございます。これにつきましては、4町内会合わせて730万円の内示がございました。具体的に申し上げますと、亀久保町内会が170万円。向天方上町内会が130万円。川原町町内会が180万円。片瀬町内会が250万円。合計730万円の内示がございました。当初予算に2,500千円計上してございましたので、内示額730万円から当初予算の2,500千円を引いた残りの4,800千円を、今回補正をさせていただいたところでございます。先ほど申請を減らしての内示かというようなところでございますけども、これにつきましてはそれぞれの町内会が要望したとおりの補助の内示額となっておりますので、内容を減らして、というようなことはございません。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉
課 長

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。亀澤議員の抗原検査キットに関する質問についてお答えをします。この抗原検査キットにつきましては、町として事業所に提供させていただいて、この検査につきましては自分で鼻腔でぬぐい液を取る、または唾液で自分で取る。そこに説明書がありますので、その説明書どおりに自分で検査をするということでございます。時間にすると15分から30分で結果が出るということで、これを使うことによってスムーズにクラスター対策に繋がっていくのではないかと考えております。以上です。

議 長
産業課長

(中根幸男 君) 長野産業課長。
(長野 了 君) 産業課長です。亀澤議員のプレミアム商品券にかかるとご質問にお答えいたしたいと思っております。6,000冊から8,000冊ということと、時期にかかるとご質問かと思っております。6,000冊から8,000冊ということに関しましては、前回行った時に売り切れが早かったということもありまして、もう少し多くの方に喜んでいただきたいということかなと思っております。

また、時期に関しましては、提案理由の中でも申し上げましたけれども、これについてはコロナに係る県の交付金を2分の1充当する予定でございます。この県の交付金の要件として、9月までに事業を完了してできるものという要件がございますので、時期に関しては、5月下旬から8月いっぱいまでということでございます。周辺の市町も、磐田市、袋井市、御前崎市等も取り組むとお聞きしておりますが、その市に関しましても8月までに事業を終わらせて、請求まで終わらせるといったことで進めているとお伺いしております。

また、この県の交付対象について、国の同じような交付金もあるわけですが、県の交付金については、交付対象が雇用維持及び事業継続、生活困窮者支援、経済活動の回復に該当する事業ということで、国の交付金よりも対象が狭くなっております。そういったことも踏まえて、町としては県の交付金も有効に活用するとい

うことで、今回プレミアム商品券については経済活動の回復に該当するといったことで、県の交付金も有効活用するといった意味で、県の交付要件に合うような形の時期を選んで、プレミアム商品券の事業をやるということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) コロナの抗原検査キットの件です。サークル等とありますけども、このサークルという定義ってございますか。例えば、我々のように一時的に集まった講演会の集まりで発生しましたとか、たまたまこんな時期はありえないと思いますけど部分的に同窓会やりましたとか。こういった一時的に集まるグループというか、集団はサークルという扱いになるのでしょうか。例えば何名以上がサークルとか、そういった定義がありましたら教えていただきたいと思います。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。平川議員のご質問にお答えします。町として考えておりますサークル等につきましては、一時的に集まるということではなくて、定期的に集まって活動している団体をイメージしております。具体的には、将棋とか囲碁とかスポーツとか、いろんなそういった活動のサークルをイメージしてございます。

人数的に何人以上のサークルをとという件につきましては、今は5名程度以上をイメージしてございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) ある意味で認知度があります、登録はしてないけども認知度もあります、定期的にやっています。これはサークルという扱いでよろしいわけですね。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。平川議員の再質問にお答えをさせていただきます。そのサークルがどここの団体に加盟

しているとか、どこどこに登録してあるということは、特にそれをサークルの基準とは考えておりません。自分たちで作って活動し、どこにも登録していないサークルであっても提供していきたいと考えております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年5月森町議会臨時会を閉会します。

(午後 3時05分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和3年5月7日

森町議会臨時議長

森町議会議長

会議録署名議員

同 上